

島牧村過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道島牧郡島牧村

目 次

1	基本的な事項	
(1)	島牧村の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
(3)	行財政の状況	7
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7)	計画期間	15
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	15
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	17
(3)	計 画	18
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	18
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	20
(3)	計 画	22
(4)	産業振興促進事項	23
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	24
(3)	計 画	24
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	25
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	26
(3)	計 画	26
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	27
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	30
(3)	計 画	31
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	32

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	35
(3)	計 画	36
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	38
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	39
(3)	計 画	39
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	40
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	40
(2)	その対策	41
(3)	計 画	42
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	42
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	43
(3)	計 画	43
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	43
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	43
(2)	その対策	43
(3)	計 画	44
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	44
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	44
(2)	その対策	45
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	45
(2)	その対策	46
(3)	計 画	47
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	47
	過疎地域持続的発展特別事業分	48

1 基本的な事項

(1) 島牧村の概況

ア 島牧村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本村は北海道の南西部・後志管内の南端、北緯 42° 41′、東経 140° 03′ に位置し、東西 29.7 km、南北 19.8 km、面積 437.18 km² を有し、同管内では蘭越町に次いで 2 番目の広さである。北東は寿都町、南東は黒松内町、南西は檜山管内せたな町、南南東は今金町及び渡島管内長万部町に接し、北西部は日本海に面している。

地形は山岳が急峻な傾斜をなし海岸に臨み、諸河川が山岳から海に流れ、農耕地は下流地域と海岸の丘陵地域に点在している。海岸線は約 51 km と非常に長く、集落は海岸を走る国道を挟んで帯状に形成されている。地質は河川敷地が沖積土、丘陵地帯は粘土層が多く、山岳地帯は火成岩層が主となっている。林地は 81.2% が国有林で、村有林 7.9%、民有林 10.9% の割合となっている。

気候は裏日本型に属し、気温は日本海を北上する対馬暖流の影響を受けて海洋性気候を示し、全体的には強風及び豪雪地帯ではあるが温暖な気候といえる。令和 2 年で年平均気温が 10.0℃、最高気温 31.8℃、最低気温が -9.3℃ となっており、降水量は年間 1,075.5 mm・1 日最大 29.5 mm、降雪量は年間 431cm・最大積雪深 115cm、年間降雪日数が 73 日となっている。

開村は明治 5 年に島牧郡 15 村を統括する戸長役場が置かれ、明治 39 年、二級町村制の施行により大平川を境とした東島牧村、西島牧村となり、昭和 31 年 9 月両村合併により島牧村となり、現在に至る。

道路交通網は、国道 229 号線が基幹道路となっており、寿都町・檜山管内せたな町に通じているほか、道道 523 号線が黒松内町に通じている。

しかし、国道 229 号線においては脆い岩盤からなる急崖が連続する海岸線に沿っていることからトンネルが多く、平成 9 年 8 月に発生した第 2 白糸トンネル崩落事故では約 1 年半にわたって不通になったことや、道道 523 号線においても冬期間の悪天候により度々通行止めになることから、安全・防災対策の強化と緊急時の代替道の整備が強く望まれている。

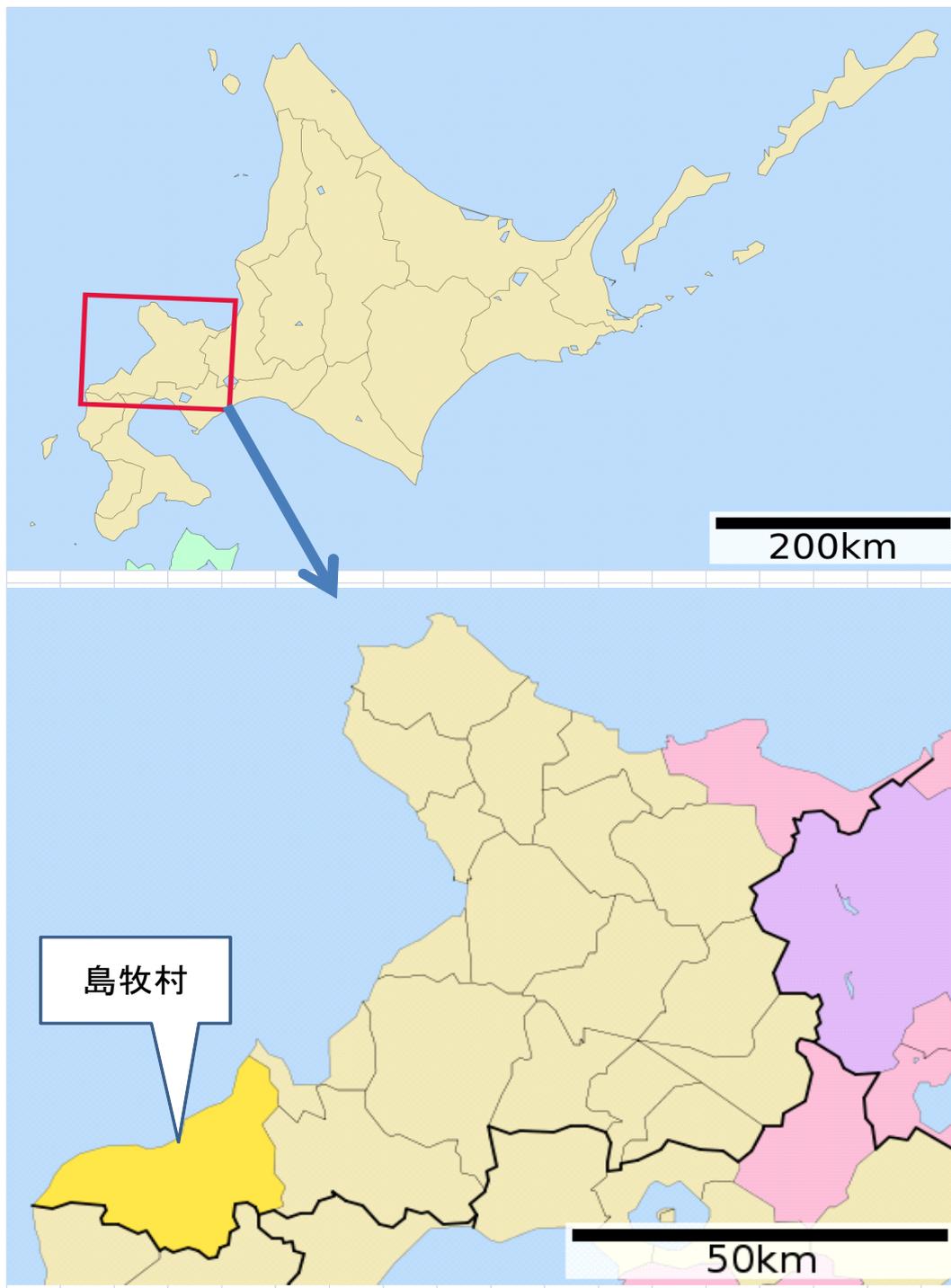
基幹産業は漁業で、漁港は千走漁港・厚瀬漁港を中心に 7 漁港（第 1 種）あるが、高齢化により漁業従事者数も年々減少している。更に近年の魚価安や、漁業資源の減少、後継者不足等などの問題が村の漁業振興に深刻な影響を及ぼしている。

農業においても、後継者不足や従事者の高齢化が進み、専業農家が少なく、畜産も輸入牛肉等の影響を受け、厳しい経営状況にある。

商工業については、地理的条件の影響から、工業振興が成り立ちにくい面があり、現在も雇用の場を建設業に依存しており、商業も経営規模が零細で、価格・品揃え等の面から近隣の大手量販店へと購買力の村外流出が顕著となっている。

観光面では、賀老高原や道の駅をはじめとする観光レクリエーション施設の整備・PRに努め、あめますダービーやCATスキー事業を展開しているが、近年の観光客入込数が年間5~6万人で推移しており、僅かだが減少傾向となっている。

島牧村の位置



イ 過疎の状況

①人口の動向

平成 2 年から平成 17 年（国勢調査（以下「国調」））の人口減少率は 20.2%であり、平成 17 年から平成 27 年の人口減少率は 24.9%で、令和 3 年 3 月 31 日の住民基本台帳人口は 1,381 人と平成 28 年 3 月 31 日の住民基本台帳人口との対比で 173 人、11.1%の減少となっており、依然として人口減少が続いている。

今後においても人口減少は進む見込みであり、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計では令和 22 年（2040 年）には 716 人まで減少すると試算されている。

15 歳～29 歳の若年層の人口は平成 2 年と平成 17 年（国調）、平成 17 年と平成 27 年（国調）の比較では、それぞれ 41.8%、27.0%の減となっており、65 歳以上の高齢者は同比較 38.4%の増、13.5%の減となり、総体的には依然として人口減少と高齢化が進んでいるといえる。

②その原因

経営規模が零細な農漁家が多く後継者が育ちにくいこと、又、商工業においても経営規模が零細かつ、企業・事業所の数も倒産などにより減り続けており、就労の場や機会が少なく、特に若年層（15 歳～29 歳）の村外流出を解消できていないことが大きな要因である。

③旧過疎地域活性化特別措置法等に基づくこれまでの対策とその評価

旧過疎地域活性化特別措置法等においては、農林業及び水産業の基盤整備、交通・通信施設の整備の他に、生活環境の整備、医療・高齢者福祉の整備を中心に各種施策を実施した。

その結果、総合福祉医療センターを核とした保健・福祉・医療体制の充実強化、島牧光ネットワークを活用した地域情報通信基盤整備、合併処理浄化槽設置推進など住民が安全で安心かつ快適な生活ができる環境の整備が図られた。

しかしながら、農漁家・商工業者等いずれも経営規模が零細であり、就労の場としての受け皿に成り得ていない現状から、若年層の村外流出に歯止めがかからない状況であり、地域住民の定着と生活安定、地域社会の確立や過疎化の進行を止めるまでには至っていない。

日本の総人口自体が減少する時代を迎え、「拡大社会から縮小社会への転換」、「人口減少時代に対応できる持続可能な地域づくり」が必要とされており、地域産業の振興を核とした総合的かつ計画的な過疎対策の展開が強く望まれている。

④現在の課題

旧過疎地域自立促進市町村計画等の長期にわたる諸計画の推進により、高齢者福祉対策・医療対策・生活環境・生産基盤・交通通信施設等の整備が進展しつつあるほか、資源管理型漁業への転換、優れた自然を活かす観光振興等に取り組んでいる。

しかし、激しく変化する社会情勢の中で、従来の構造・仕組みの抜本的な改革の必要性から、新たな過疎対策として、豊かな自然環境や広い空間の中での多様なライフスタイルの実現を図り、交流を通して都市と相互補完関係にある新しい生活空間を確保するとともに、美しい景観の整備、地域文化の振興や多様な地域産業の振興等により、個性豊かで経済的にも自立的な地域社会を構築しなければならない。

これからの社会経済情勢の変化や、周辺の環境変化、島牧村の現状と問題点等を踏まえ、これからの村づくりにおける主要課題は次のように考えられる。

- 現状の厳しい社会経済情勢の変化の中で、多種多様化した住民ニーズにいかに対応していくか。
- 手つかずの雄大な自然を守り、いかに活用していくか。
- 都市圏の札幌市と函館市の間に位置しながら、公共的な交通機関に恵まれない不利な地理的条件を、どのように克服し活かしていくか。
- 農用地や住宅地の割合が少ない狭い土地条件の中で、生産基盤や生活環境をどう整えていくか。
- 若者の定住促進と高齢者対策をどのように進めていくか。
- 地域の特性を活かしたふれあいの場、賑わいの場となるような市街地をどう形成するか。
- 基幹産業である漁業のさらなる振興を図るため、増養殖事業をいかに展開し、資源管理型漁業の確立と水産資源をいかに確保するか。

⑤今後の見通し等

過疎地域持続的発展市町村計画では、旧過疎地域自立促進市町村計画等の実績を踏まえ事業の継続性・緊急性・必要性を十分勘案し、長期的視野に立って産業経済の発展と生活環境等との調和のとれた村づくりを推進するため、住民福祉の向上、雇用機会の増大、若者定住の促進など、諸施策を講ずるとともに、村民自らの創意・工夫により個性豊かな村づくりを目指す。

ウ 村の社会経済的発展の方向の概要

農漁家の生産基盤の整備、経営近代施設の整備を行い、特に基幹産業である漁業については、引き続き増養殖漁業への転換を促進し、生産性を高め後継者の確保を図る。

地域間交流を促進するため、雄大な自然環境を活用するとともに、農林水産業と観光・レクリエーション等との有機的結合により観光客の入込み増を図り、産業や地域の担い手の確保につとめる。

以上の施策を中心に実施することにより、地域の活性化が図られ、住民福祉の向上、雇用機会の増大及び地域格差の是正が図られる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

村の人口は昭和 30 年をピークに減少し、昭和 35 年の国勢調査で 4,900 人であった人口が、以後毎年減少し 30 年後の平成 2 年には 2,502 人・48.9%減、45 年後の平成 17 年には 1,996 人・59.3%減となり、55 年後の平成 27 年には 1,499 人・69.4%減となっている。

平成 28 年 3 月末と令和 3 年 3 月末の人口を住民基本台帳で比較すると 5 年間で 173 人、年平均約 35 人の減で減少率は 11.1%である。

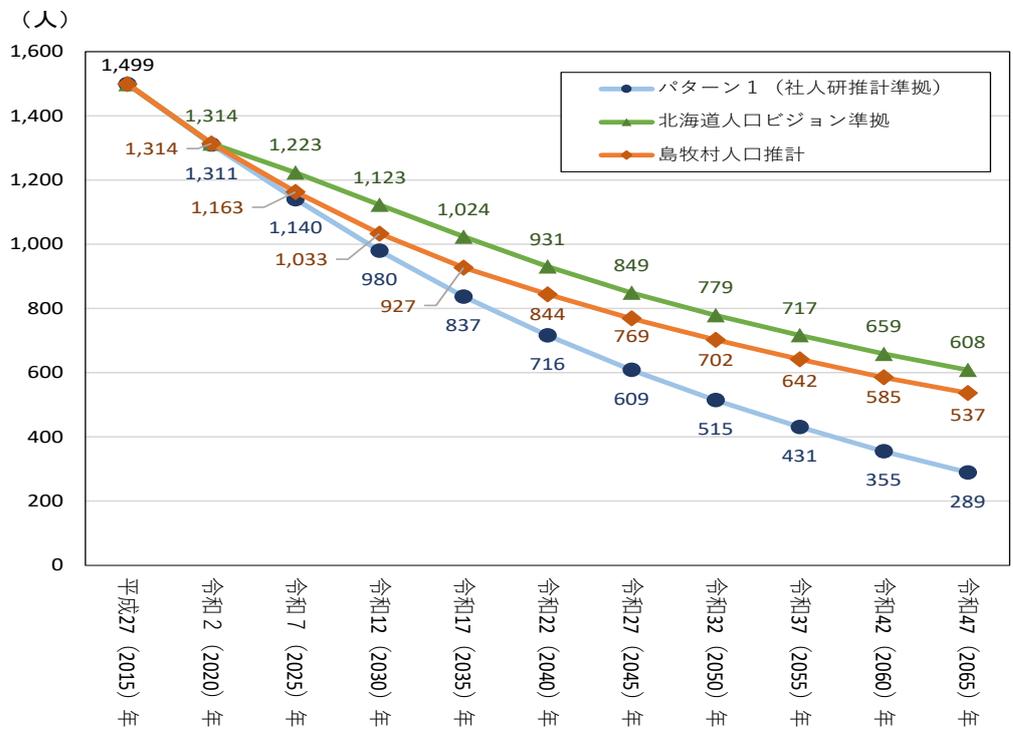
総人口の推移を年齢 3 区分別でみると、平成 17 年以降は年少人口、生産年齢人口、高齢者人口いずれも減少しており、本格的な人口減少の段階に入っていることがうかがえる。その中で、0 歳から 14 歳の人口が平成 17 年から平成 27 年にかけて 221 人から 118 人と 103 人の減で、減少率は 46.6%であり、年少人口の減少が顕著である。同様に 65 歳以上の人口も近年は減少傾向となっているが、昭和 35 年には 363 人、高齢化率 7.4%であったが、平成 27 年には 608 人、高齢化率 40.6%となり非常に深刻な少子高齢化の状況にある。

産業別就業人口を見ると、昭和 35 年には、第一次産業の就業人口が全体の 80.0%を占め、第二次産業は 7.1%、第三次産業は 12.9%だったが、第一次産業の就業人口比率は低下を続け、昭和 50 年には各次産業の就業人口比率はほぼ同じ比率となり、その後は第三次産業が伸び続け、平成 27 年には、第一次産業が 25.3%、第二次産業が 14.1%、第三次産業が 60.6%となっている。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,900人	3,435人	▲29.9%	2,502人	▲27.2%	1,996人	▲20.2%	1,499人	▲24.9%
0歳~14歳	2,076	973	▲53.1	385	▲60.4	221	▲42.6	118	▲46.6
15歳~64歳	2,461	2,059	▲16.3	1,609	▲21.9	1,072	▲33.4	773	▲27.9
うち 15歳 ~ 29歳(a)	833	541	▲35.1	337	▲37.7	196	▲41.8	143	▲27.0
65歳以上 (b)	363	403	11.0	508	26.1	703	38.4	608	▲13.5
(a)/総数 若年者比率	17.0%	15.7%	-	13.5%	-	9.8%	-	9.5%	-
(b)/総数 高齢者比率	7.4%	11.7%	-	20.3%	-	35.2%	-	40.6%	-

表 1-1(2) 人口の見通し



図表 1 人口の将来展望（単位：人）

	H27 2015年	R2 2020年	R7 2025年	R12 2030年	R17 2035年	R22 2040年	R27 2045年	R32 2050年	R37 2055年	R42 2060年	R47 2065年
社人研推計準拠	1,499	1,311	1,140	980	837	716	609	515	431	355	289
北海道 人口ビジョン準拠	1,499	1,315	1,226	1,128	1,033	944	865	796	735	679	631
島牧村 将来人口推計	1,499	1,314	1,163	1,033	927	844	769	702	642	585	537
年少人口	118	93	87	78	71	68	67	67	68	69	69
生産年齢 人口	773	665	573	506	433	378	335	308	280	255	239
老年人口	608	556	503	449	423	398	367	327	294	261	229

（3）行財政の状況

ア 村行財政の現状と今後の動向

本村の財政は、歳入では自主財源の歳入総額に占める割合が平成 22 年度では 15.6%、平成 27 年度では 14.7%、令和元年度では 23.5%であり、財政力指数も平成 22 年度 0.10、平成 27 年度 0.08、令和元年度 0.09 と非常に低く、一般財源総額に占める地方交付税の割合は、平成 22 年度 73.7%、平成 27 年度 86.2%、令和元年度 77.2%で、一般財源のほとんどを地方交付税に依存しており、脆弱な財政構造となっている。

また、近年の社会経済の悪化による地方税収の減少や、地方交付税の削減等により、財政調整基金等の繰入などで年度間の財政調整を行っているため、さらなる削減が実施される場合、今後の予算編成が困難な逼迫した状況である。

以上のことから、歳出については人件費、物件費等の経常経費の削減をはじめ、普通建設事業の抑制等で年間収支均衡を図っている状況にある。

これら逼迫した財政状況に対し、今後においても歳入面では税収の確保、受益者負担の適正化、未利用財産の処分等を実施し、歳出面では経常経費の再見直しの実施（過去の実績にこだわらないゼロからの積算等）、投資的経費は事業の継続性・緊急度・必要性・後年度負担等を十分に勘案し、一般財源確保のうえ実施するものとする。

また、国・道補助制度の導入、過疎債等交付税措置のある地方債を有効活用するなど財源の確保を図り、諸施策実現に努める。一方、令和 3 年 4 月 1 日現在の行政機構は、村長部局 51 人、教育委員会部局 5 人、議会事務局 2 人の総勢 58 人の職員で運営されているが、過去の採用抑制により年齢構成に偏りがあるため、引き続き退職時における職員採用を適時行うなど職場人員の維持確保が必要である。

近年、行政に対する住民ニーズは多種多様化してきており、事務処理体制の改善及び

職員の適性配置の他、専門知識を有する職員の採用を適正に行っていくことも検討しつつ、今後も職員個々の更なる資質向上を目指し、職員研修の充実を図っていかねばならない。

表1-2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	2,451,451	2,620,379	2,501,749
一般財源	1,581,900	1,887,257	1,677,188
国庫支出金	291,793	102,594	134,846
都道府県支出金	91,098	71,888	69,886
地方債	212,418	283,251	136,835
うち過疎対策事業債	18,900	29,400	3,600
その他	274,242	275,389	482,994
歳出総額 B	2,396,011	2,537,992	2,418,095
義務的経費	926,719	1,024,248	1,006,528
投資的経費	235,562	279,753	178,613
うち普通建設事業	140,129	279,753	150,069
その他	1,214,830	1,204,324	1,229,350
過疎対策事業費	18,900	29,667	3,604
歳入歳出差引額 C (A-B)	55,440	82,387	83,654
翌年度へ繰越すべき財源 D	28,225	37,765	3,108
実質収支 C-D	27,215	44,622	80,546
財政力指数	0.10	0.08	0.09
公債費負担比率	12.0	14.2	12.2
実質公債費比率	8.9	4.0	5.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	78.0	75.4	90.0
将来負担比率	3.3	—	28.5
地方債現在高	2,568,797	2,469,244	2,832,163

イ 主要公共施設の整備状況

国道は、改良整備率 100%、道道については改良率 100%、舗装率 80.0%となっているが、平成 9 年 8 月に発生した国道 229 号第 2 白糸トンネルの崩落事故により、約 1 年半にわたり不通になり、地域住民の生活に影響が生じた。

その後、新トンネルが開通し、安全対策等を講じているが、地質・地形的に落石の危険箇所が数多く残っており、80mm の雨量で通行止めとなることから、島牧防災事業によるトンネル整備が、安全・防災対策の課題となっている。

村道は、主要幹線と生活関連道の整備が現在も進められているが改良率 42.0%、舗装率 30.9%と低く整備促進が必要である。

また、林道は災害などからの危険回避のため、広域道路の補完道路としての整備が必要である。集会施設は全村的に整備されたが、老朽化している施設が多く、改修・建替えが必要となっている。

そのほかにも、合併処理浄化槽の整備等、多様な環境保全に配慮した生活環境施設等の一層の充実を図り、地域間の格差是正を図っていくことが課題となっている。

また、高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を進める一方、急速に進行する高齢化に対応するため、「島牧村総合福祉医療センター」に隣接して整備した、小規模多機能型居宅介護施設「潮の音」との有効活用をより一層推進し、福祉・保健・医療の充実を図っている。

情報通信施設については、移動通信用鉄塔の増設により携帯電話の不感地帯が減少している外、「島牧光ネットワーク事業」で整備した既存通信網を活用し、村内 9 箇所に監視カメラを設置するなど、地域間情報格差の是正等、住民生活の利便性が図られた。

救急体制の整備は、救急車両や消防車両を整備し、緊急時における対応に一定の充実が図られた。今後も住民生命と安全な生活を守るため、不測の事態に備えたより一層の体制強化を図る必要がある。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	10.3	26.3	33.4	42.0	42.0
舗 装 率 (%)	4.0	19.2	22.2	30.9	30.9
農 道					
延 長 (m)	不明	不明	8,018.0	8,018.0	8,018.0
耕地1ha当たり農道延長(m)	9.3	16.7	18.8	43.4	43.4
林 道					
延 長 (m)	不明	不明	42,091.0	42,091.0	42,091.0
林野1ha当たり林道延長(m)	3.2	5.3	1.3	1.0	1.0
水 道 普 及 率 (%)	95.6	95.6	97.1	96.7	96.0
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	3.1	46.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

島牧村は、広大なブナ林を抱える秀峰「狩場山」の懷に抱かれ、日本海に面して独自の歴史や地域のまとまりを形成してきた。雄大な自然は、地元には豊かな「海の幸」、「山の幸」をもたらし、訪れる人々に感動を与えてきた。

しかし、近年、市場経済至上主義が世界を席卷し、自由競争、効率化を求める社会経済の構造改革が進み、格差社会が生まれる中、地方は衰退の一途をたどっている。島牧村も少子・高齢化の進行、基幹産業の衰退など、村を取り巻く状況は非常に厳しく、基礎自治体としての将来像をとらえにくい状況にある。

このような状況の中で、「島牧」が「島牧」であるために、村の資源を再確認し、多くの人々・地域と交流を深め、希望を持って村づくりを進めるため、村づくりの理念と、めざすべき村の姿を次のように定める。

村づくりの理念

島牧が島牧であるために資源を守り、活かし、育む村づくりをすすめる

めざす村の姿

豊かな自然と人のぬくもりを育む村

島牧スローライフ

20世紀は、科学技術が急速に発展し、「スピードや効率化」がもてはやされ、物質的には豊かさが実現したが、一方では地域間格差や環境破壊を発生させた。

「スピードや効率化」のもたらす価値は重要だが、ゆとりやうるおいのある暮らしの創造も必要である。

島牧の人づくり

村の希望となり、村の次代をつくっていくのは、村に暮らす村民1人ひとりであると捉え、次代を担い、希望の源となる人づくりに、官民一体となり、連携、協力して取り組むことが必要である。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 村で暮らしていくための雇用を創出する

村の基幹産業である漁業は個人経営体が多く、従事するために必要なスキルや経験などの面から、新規従事してもなかなか定住に繋がらないことに加え、漁業者世帯の後継者不足も深刻化してきている。

また、第二次・三次産業についても、札幌市等の大きな経済圏から離れているなどの地理的不利があり大規模な事業展開ができないことや、近年の景気悪化により個人商店の閉店、製造業や建設業などの倒産が続いたことから、雇用の場が確保できていない状況であり、実際は卒業後も村で働きたいと希望する若者がいても、村外に仕事を求めて転出している状況である。

村における少子化の原因となっているのは、出生率の低さもあるが、子どもを産み・育てることを期待される若年層（20～39歳）人口が少ないことがより深刻であることから、まずは若年層のための仕事をつくり、定住に結びつけることが必要となる。

しかし、「仕事」であれば何でもよいということではなく、「安定した雇用形態」「相応の対価」「やりがいがある」ことが必要である。

それらの思想が反映され、かつ、村が持っている資源・特性と融合した「しごと」の創出を模索するとともに、各産業の後継者を増やす取り組みを行う必要がある。

●数値目標

指 標	現状値	目標値
村内就業率 (従業者数/人口)	23.4% (平成 28 年経済センサス活動調査)	30.0%以上

村の基幹産業である漁業を中心に、第 1 次産業の基盤整備や後継者育成支援を行うことで、漁家及び農家収入の安定を図り、就業者の増加を図る。また、商工会と連携し、村内企業・事業所の経営安定化に向けた取り組みを行うとともに、高齢化社会の到来を見据え、介護・福祉分野の人材確保を推進することで雇用の創出を図る。

重要業績評価指標 (KPI)

成果指標	現状値	目標値
年間水揚金額	746,272 千円 (R 元)	900,000 千円
年間農産物販売金額	60,000 千円 (2020 農林業センサス推計)	65,000 千円
卸売業・小売業 年間商品販売額	670,690 千円 (平成 28 年経済センサス活動調査)	700,000 千円
新規就業者等支援条例 による支援件数	9 件 (R 元)	10 件 (5 年間)

イ 観光振興を軸とした、都市との交流人口の拡大を図る

村は、「狩場・茂津多道立自然公園」指定区域の中心をなす日本一の規模を誇る賀老の滝やブナ原生林、狩場山、大平山などの山岳景観、茂津多岬。江ノ島海岸の海岸景観等に恵まれているが、それらに依存する「みる観光」が主流であったため、今後は「体験する観光」についても提案し、国内外に向けたPR活動やSNS等の情報提供手段の充実を図り、観光客の増加を図る。

また、道の駅「よってけ！島牧」の活用について、交流拠点としての機能をより多面的に展開し、各種サービスの向上を図る。

加えて、漁業や農作業体験などの「島牧の暮らし」を通じた都市部の人との交流の機会をつくり島牧の良さを知ってもらうことで、将来の移住につなげていくとともに、村有住宅を活用し移住体験事業等の取り組みを行うことが必要である。

●数値目標

指 標	現状値	目標値
年間観光入込客数	50,400 人 (R 2)	100,000 人

観光分野においては、既存観光資源（観光地・施設）の維持管理を推進し、観光客に快適な環境を提供するとともに対外的なPRを実施し、あわせて農業体験や音楽イベント等を通じた村外の人との交流の場を確保する。

移住関連施策については、移住希望者のニーズの把握や村としての方向性を確立し、移住者に対する支援策を実施する。

重要業績評価指標（KPI）

成果指標	現状値	目標値
狩場山CAT スキー ツアー参加者数	773 人 (H31)	1,400 人
移住件数	2 件 (R 2)	5 件 (5 年間)
売買・賃貸可能な空き家 情報保有数 (村)	3 件 (R 2)	15 件

ウ 村で子どもを生き育てたいという希望をかなえる

人口の自然減に対応するためには出生率の向上が重要ですが、結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものであり、その事が重荷になるようなことはあってはならない。大切なのは若い人が結婚して、子育てをしようという気持ちになれることである。

現在、島牧村はもとより後志全体でみても、慢性的な産科医の不足により、安心して出産できる環境は札幌などの都市部に求められているが、産前・産後のサポートや子育て世帯に対する多面的な支援、保育所及び小・中学校でのサービスや教育の充実を図ることで、結婚・育児の希望がかなえられる環境づくりを進め、子どもが幸せな状態で増えていくよう努める必要がある。

●数値目標

指 標	現状値	目標値
出生数	34 人 (H27～R 元)	40 人 (5 年間)

村で生活しながら安心して出産準備や育児・子育てができるよう、子育て世代へ制度的・経済的両面での支援を実施することで負担軽減を図る。特に保育サービスの充実を図ることにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、学校教育・生涯教育を充実させ、村で子育てをすることに對する満足感を向上させる。

重要業績評価指標（KPI）

成果指標	現状値	目標値
2人以上子どもを持つ世帯割合（※）	60.6%（R 元）	50%以上
2～5歳児の保育所通所率	93.3%（H31）	70%以上

※基準日現在で18歳以下の子どもがいる全世帯での割合

エ 人口減少社会の進行を見据えた、20年後も持続可能な村づくりの推進

本村では、若い世代だけでなく、高齢世代の転出も多くなっている傾向がある。これは、加齢による健康面の不安や、独居や夫婦2人だけの世帯では日常生活を送ることが困難になってきていることを表していると思われ、都市に居住する子ども達との生活や高度な医療サービスを受けるために村を離れることもあると考えられる。

医療レベルなど簡単に解消できない課題もあるが、村で生活を送る上で不安・不便と感じる要素を少しでも取り除くとともに、健康寿命を延伸していく取り組みを実施し、1年でも長く島牧村で元気に生活できる環境や体制づくりが必要である。

また、平成23年発生の東日本大震災や平成30年胆振東部地震の教訓を活かし、より強かに防災対策を推進するとともに、公共施設等のインフラの長寿命化・適正化を図ることで、安心して暮らし続けられる村づくりを進める。

●数値目標

指 標	現状値	目標値
社会減少数 (転入 - 転出)	△294 人 (H27~R 元)	△200 人 (5年間)

子どもからお年寄りまで、住み慣れた土地で生活を続けられるよう、地域医療体制の充実を図り、住民のコミュニティ活動や健康づくりを支援するほか、防災・防犯施設や各種災害に対する避難体制の整備を図る。

村行政運営では公共施設等総合管理計画において課題を整理し、将来に向け効率的な公共施設の維持管理・運営に努めるとともに、配置等の適正化をすすめる。

重要業績評価指標（K P I）

成果指標	現状値	目標値
特定健康診査受診率	14.7% (H30)	60.0%
社会福祉協議会 移送サービス利用者数	601 人 (R 元)	1,000 人
橋梁の耐震化率	84.6% (R 元)	88.4%
二セコバス利用者数 (往復)	46.0 人/日 (H30)	60.0 人/日

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

過疎地域持続的発展市町村計画の推進を適正に管理するために、PDCAサイクルを確立し、毎年KPIを用いた効果測定を行い、必要があれば適宜見直すことで、社会情勢の変化に対応していくこととする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

今後、公共施設等の老朽化は急速に進行し、次々に大規模な修繕や建て替えの時期を迎えることとなり、また、道路、橋りょう、簡易水道、浄化槽等のインフラも同様に、これまで整備してきた施設の老朽化対策や耐震対策など、今後も計画的な維持管理・修繕・更新等が必要とされる。

一方で、本村を取り巻く社会状況の変化として、今後、少子高齢化と人口減少が進むことから、将来の財政状況は厳しくなることが予想され、現在ある施設の量や質をそのまま維持しようとする、必要性の高い施設まで安全・安心に利用できなくなる恐れが生じる。

このような公共施設等の更新問題に対し、将来の社会状況や財政状況、村民のニーズを見据えて施設を更新していくためには、個々の施設ごとの村民ニーズや維持管理の方法を考慮した上で、公共施設等の全体最適化を図った施設の管理・運営・有効活用等を推進していく必要がある。

また、公共施設を「資産」として効果的、効率的に有効活用しつつ管理していく視点が必要である。

インフラについては、村民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時等には救援や災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、計画的な整備や維持管理・修繕・更新等を行っていく必要がある。

イ 基本方針

①総資産量の適正化

公共施設には、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び他機能施設の複合化などを基本として、全村的かつ広域的な視点を持って、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討する。

また、これらを検討した上で、必要とされる公共施設については計画的に更新を実施する。

インフラについては、村民生活における安全性はもちろんのこと、施設の重要性及び道路、橋りょう、簡易水道、浄化槽等といった施設種別ごとの特性を考慮した整備を実施し、総量の適正化に努める。

②長寿命化の推進

今後も保有すべき公共施設等には、これまでの対症的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換を進め、施設の劣化が進行する前に、定期的

な点検・診断を行い、施設の長寿命化、施設のライフサイクルコストの縮減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持修繕に努める。

③維持管理費の抑制

民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用し、サービス水準を維持しながらランニングコストの削減や効率的な維持管理に努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

住宅は村民が安定した豊かな生活を営むために基盤となるものであり、移住・定住を促進させる重要な要素である。

当村は、平成 28 年度に「公営住宅長寿命化計画」の見直しを実施し、計画的に公営の維持管理を進めてきましたが、建築年度が古い老朽化した公営住宅がまだ残っており、これらの建て替えが課題となっている。

また、空き家が増加していることから、「住民の安全で安心な暮らし」と「地域の良好な景観の保全」を確保するため、空き家の適正な管理が必要となる。

更に、地理的条件から地域間交流が盛んとはいえない状況にあり、今後は、地域プロジェクトや既存の観光交流施設が数多く分布している道路・海・河川に着目し、街道・海域・流域等を主軸とした交流ネットワークを形成することが必要である。

その際には、個性豊かで多様性に富んだ観光交流施設の整備を図るとともに、自然環境の適切な保全を推進し、沿道景観の整備など景観形成を積極的に実施する必要がある。

(2) その対策

ア 住環境基盤の整備

村内の住宅ニーズや少子高齢化の流れを把握し、年次計画により公営住宅の建て替えを行う。また、公営住宅で入居者が安心して快適に暮らし続けられるよう、長期的な需給動向を見据えた施設の改修・転用・廃止を検討する。

また、定住促進のための安全で良好な住宅地の確保や造成を検討し、住宅取得希望者が住宅を取得できる環境整備に努める。

イ 空き家対策の推進

移住定住を促進するため、空き家・空き地の効果的活用を推進し、人口減少速度の緩和に努める。また、空き家が管理不全な状態にならないように指導・助言を行うとともに、廃屋解体除去を支援する。

ウ 地域間交流

街道・海域・流域等を主軸とした交流ネットワークの形成のため、個性豊かで多様性

に富んだ観光交流施設の整備、自然環境の適切な保全計画、沿道景観の整備を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	移住体験滞在施設整備・管理事業	村	
	(3)人材育成	新規就業者等支援事業	村	
	(5)その他	住宅整備事業 空き家対策推進事業	村 村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、島牧村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 水産業

本村の基幹産業である漁業は、漁業資源の減少に加え、原油・原材料の高騰や輸入水産物の増加、さらにトド等の有害生物による漁業被害への影響により漁獲量・漁獲高ともに減少傾向にある。

このようなことから、漁獲量・漁獲高増大に向けてサケ・マス放流事業、ウニ天然種苗深浅移殖事業、ヒラメ放流事業、ナマコ・マゾイ放流事業、ニシン放流事業を継続実施しているが、経営は厳しい状況にある。

さらに、近年、後継者の減少とともに就業者の高齢化が進んだことから労働力不足が生じている。

これらの状況を踏まえつつ、増殖漁場の整備、新たな魚種の放流技術の確立を押し進めると共に、漁業者自らが広い視野と展望を持ち、一丸となって資源管理型漁業に取り組む必要がある。

イ 農業

本村の農業は、平成21年5月の島牧農業協同組合解散後、株式会社島牧村農業振興会を中心に個人経営で営まれており、耕地面積は246ha（2020年農林業センサス）と大変少なく、小規模な兼業経営農家が多い。

主要農作物は、そばが最も多く、次いで水稻、アスパラガス等の露地野菜、サクランボなどの果樹の順となっている。

力を入れてきた肉用牛飼養については輸出入環境の変化に伴い厳しい状況にあるが、農業専用地域や大規模農業地域と異なり、小規模兼業農家の特徴を活かしながら、「優れた自然を守る農業」、「自立した地域社会形成のための食糧生産、交流やレクリエーションなど憩いの空間としての農業」といった役割を担うことができる素地がある。

また、農業者の高齢化が進んでいる中、意欲的に農業に取り組む人材育成と活動支援、高齢農家に適した農業の追求を図ることが必要である。

ウ 林業

森林面積は、40,557haでその内81.2%が国有林であり、樹種では天然林はブナ・カバの広葉樹が、人工林はトドマツ・カラマツなどの針葉樹が大部分を占めている状況である。

林業については、素材生産、木材木製品加工製造の振興は難しい面があり、また、森林施業においても、小面積土地所有者が多く、なかなか進まない状況にあることから、森林施業の計画的推進と土地所有者への施業指導強化、森林に対する村民の意識向上と愛護心のかん養に努めながら、生態系を損なわない範囲で、森林とふれあえる空間の整備が必要である。

エ 工業

平成28年経済センサス活動調査では、事業所数は4事業所、従業者数は27人、業種は食料品製造業・繊維工業となっている。

また、建設事業所が7事業所あり、従業者数は35人となっているが、近年の公共工事の縮減等により倒産が相次いでいる。

地理的条件から工業の振興は立ち遅れており、新鮮で良質な農水産物の加工を中心に努力を重ねながら村の工業を担っているが、近年の経済情勢から経営は厳しい状況にある。

これからは、小規模でも質の高い地域産業を創出し、観光レクリエーション・商業と連動した振興を図りながら、漁業・農業と密接に関わるサービス業の創出を目指す必要がある。

オ 商業

消費者の行動範囲が広がり、様々な商業サービス形態がある中で、本村の商店等は、家族従業者を主とした零細経営が多く、商品の品揃え、接客など消費者ニーズに十分応えられない実情にある。

今後は、村民ニーズと来村者ニーズを的確に把握し、地域ならではのきめ細やかなサービスの提供と地元ならではの特産物の販売促進や共同事業の取り組みなど他産業と連動した商法を創出する必要がある。

カ 観光レクリエーション

近年の社会経済情勢の影響により、本村を訪れる観光客は年々減少傾向にある。村の基幹産業である漁業の低迷と農業の衰退から、本村ならではの自然を活かした観光産業の確立を図る必要がある。

ブナ原生林の宝庫である賀老高原を拠点とする賀老の滝、自然散策路、狩場山など村の優れた自然の中で多くの人々が憩い、安らぎを覚え、訪れた人々がまた何度となく訪れたい工夫を検討して行くとともに、バックカントリースキーなど大自然の中で楽しむアドベンチャースポーツの振興も進めていく必要がある。

また、冬期間のレジャーとして定着しつつある「アメマスタービー」についても更に発展できる素地があると思われるので創意・工夫を検討して行く必要がある。

(2) その対策

ア 水産業

① 広域的な資源管理漁型漁業への取り組み強化

- ・沿岸漁場造成の推進
- ・日本海に適した養殖魚種の選定、増養殖振興の方向追及
- ・各種人工種苗放流事業の継続実施及び国・道への支援要請
- ・サケ・マスふ化放流事業の充実強化
- ・良品種の養殖種苗の確保、健苗づくりの強化及び養殖可能静穏域の確保
- ・未利用漁場の開拓、採取規格の遵守、漁獲数量の制限、計画的・自立的漁業の確立
- ・技術向上や付加価値化推進、販路開拓に自主的に取り組む人材・グループ等の育成と活動支援、後継者育成、経営安定合理化対策の充実

② 漁業基盤施設の整備促進

- ・安全操業のできる漁港整備
- ・経営近代化施設の整備
- ・多目的漁港の整備（養殖場・放流施設）

③ 漁業経営の合理化

- ・漁協の財務基盤、組織体制の充実強化

イ 農業

- ①村の風土に適した生産農業の振興と人材育成推進
 - ・小規模農地の集約化、遊休地の再整備
 - ・減農薬栽培の推進
 - ・共同作業、機械化等による省力化
 - ・販路開拓及び販売方法の研究
 - ・畜産業の経営活性化対策の推進、牧野維持管理対策の充実
- ②他町村と連携した自然環境保全と憩い・癒しのある保全農業の推進
 - ・観光農園・体験農園等新農業への取り組みに対する支援
 - ・休耕地への景観形成物の導入
 - ・自然交流・観光レクリエーションと連動した農業の創出（農漁業体験プログラム）
 - ・地域資源循環管理事業の推進

ウ 林業

- ①森林事業の充実強化による育林の推進
 - ・「森林整備計画」に基づく森林施業の計画的推進
 - ・植樹祭の充実、森林を利用した学習機会の確保
 - ・きのこ等の生産奨励
- ②親しみ憩える森林の創出
 - ・道立自然公園内での計画的な森林空間整備

エ 工業

- ①既存事業所への支援と広域的な地域資源活用型産業の創出
 - ・既存事業所等の経営安定化、多角化について中小企業融資制度等の利用促進
 - ・農林水産物を活用した製造加工業の振興
 - ・地域資源活用型産業の創出に取り組む人材・グループへの支援
 - ・異業種交流、先進地域との交流機会を拡充し、地域資源活用型産業創出の気運醸成と人材の育成
 - ・地域活性化に寄与する建設業への支援

オ 商業

- ①事業者の意識改革促進と地域ニーズに沿った地域密着型の商業振興
 - ・制度資金等の利用による経営改善の促進

- ・商工会事業の支援、経営者の資質向上・意欲ある経営者の育成
- ・商工会による消費者ニーズの把握、経営指導の充実、研究活動の強化
- ・若手事業者の自主活動や広域的異業種交流、地元産物の販売等に取り組む意欲ある事業者・グループの支援

カ 観光又はレクリエーション

- ①優れた自然保全を基本とした交流・休養地体制づくり
 - ・観光情報等受発信体制の充実
 - ・関連分野と連携し、体験・学習・レジャー活動を支援する指導者の確保、養成
 - ・現行イベントの充実強化
 - ・他町村と連携し、広域観光ルートの確立強化と体験型観光の創出
- ②自然を損なわない交流・休養地の整備
 - ・狩場山、賀老高原周辺施設の整備
 - ・海岸環境整備事業の促進
 - ・大平海岸の整備
 - ・観光関連施設整備

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	農 業	地産地力増進対策事業	村	
		(株)島牧農業振興会助成	振興会	
		村営牧野土地賃借料	村	
	林 業	牧野維持管理事業	村	
		畜産振興対策事業	村	
		森林整備地域活動支援事業	村	
	水産業	有害鳥獣対策事業	村	
		トド被害防止強化網導入事業	漁協	
		ウニ天然種苗深浅移殖事業	漁協	
		サケ稚魚海中飼育試験事業	漁協・村	
		サケ・マス放流事業負担金	増協他	
		磯焼対策事業	村	

(2) 漁港施設	漁港事業負担金	道	
(3) 経営近代化 施設 農業 水産業	農業用地用配水施設整備事業	村	
	さけ・ますふ化場整備事業	増協他	
(4) 地場産業の 振興 生産施設 加工施設	種苗生産施設管理事業	村	
	鳥獣解体施設整備事業	村	
(7) 商業 その他	商工会運営助成 中小企業融資預託事業 道の駅管理運営事業	商工会 村 村	
(9) 観光又はレ クリエーシ ョン	狩場山 CAT スキー事業運営 助成	実行委員会	
	大平センターパークトイレ設 置	村	
	観光地域づくり法人 (DMO) 事業	村 寿都町他	
	賀老の滝遊歩道整備事業	村	
	自然公園管理事業	村	
	賀老高原管理棟新設事業	村	
	観光協会運営助成事業	村	

(4) 産業振興促進事項

(Ⅰ) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
島牧村全域	製造業、情報サービ ス業等、農林水産物 等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ⅱ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、島牧村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

平成 21 年度に情報通信基盤整備事業により「島牧光ネットワーク」が導入され、地上デジタル放送の受信や高速インターネットの利用が可能となり、情報格差の是正や、行政サービスの充実が図られたが、情報ネットワーク設備や機器等の負担が大きく、適切な管理の推進と更新費用の節減が課題である。

また、携帯電話等については、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルによる移動通信用鉄塔施設が整備され、携帯電話の使用エリアが拡大され利便性も向上しているが、月越地区や持田地区等、残された不感地帯の解消が課題となっている。

(2) その対策

①情報通信網の整備

- ・島牧光ネットワークの拡充
- ・移動通信用鉄塔施設の拡充

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 告知放送施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 その他の情報化のための施設	IP告知システム整備事業	村	
		光ネットワーク維持管理	村	
		行政情報化推進事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、島牧村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

国道 229 号（実延長 40.5 km）は、本村の広域交流軸であるとともに、村民の生活に不可欠な幹線道路であり、村民が安心して円滑に通行できる道路空間として引き続き確保する必要がある。

また、村道は、村の産業や生活水準の向上に欠かせないものであり適切に維持管理計画的に進めるとともに、冬期間の除雪体制充実と除雪車両の適正な維持管理及び更新を行う必要がある。

国道は、日本海特有の地質・地形に建設されているため、落石危険箇所やトンネルが多く、平成 9 年 8 月には第 2 白糸トンネルの崩落事故が起り、約 1 年半にわたり不通になるなど安全・防災対策の強化が課題である。

道道美川黒松内線については、積雪期間通行止めとなることが多く、通年通行の確保が必要である。

村道は 1 級、2 級、その他の路線を合わせ 78 路線（実延長 86.0 km）あり、改良率 42.0%、舗装率 30.9%で、地質・地形上から落石、崩落等の危険箇所が多く防災対策を講ずる必要がある。

村内唯一の公共交通機関である路線バスは、マイカーの普及・運行便数の減便等により、年々利用者が減少しているが、路線バスは、地域生活に不可欠であり、今後も村民の足の確保に努めるとともに地域公共交通計画を策定し持続可能な移動手段を確保する必要がある。

また、村の海岸線に沿って通る国道 229 号は、地理的条件等により交通安全施設が少なく、安全対策には万全を期す必要がある。

国道管理者等に対して、道路整備とともに、交通安全施設の整備を要請していく必要がある。

(2) その対策

① 広域的道路網の整備

- ・ 国道 229 号の安全・防災対策（島牧防災）と道道の整備促進

② 村道・林道の整備促進

- ・ 村道・林道の整備

- ・除雪体制の強化
- ・広域基幹林道の整備
- ③バス交通の整備
 - ・定期バス路線の利便性向上
 - ・バス待合所の整備及び周辺美化
 - ・地域公共交通計画策定
- ④交通安全意識の向上と運動展開
 - ・交通安全教育の強化、交通安全教室の充実、交通安全推進委員会等の活動支援及び啓発活動の強化
 - ・運転技術の再学習機会、冬期運転技術の向上学習機会の創出
- ⑤交通安全施設の整備充実
 - ・関係機関に対し歩道、表示、駐車場、道路附帯施設の整備及び危険箇所の精査による信号機、横断歩道、速度規制等の採択要請

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道 路	道路改良事業	村		
		舗装長寿命化計画策定及び舗 装補修事業	村		
		村道除排雪事業	村		
		橋りょう	橋梁長寿命化計画策定及び橋 梁点検	村	
			橋梁補修事業	村	
	(3)林 道	既設林道維持補修	村		
	(9) 過疎地域持 続的発展特 別事業 公共交通	地域公共交通計画策定事業 内 容：地域公共交通計画の 策定 必要性：移動手手段の確保	村		

	交通施設維持	効 果：公共交通体系の構築		
		市町村運営有償運送（交通空白）事業 内 容：高齢者等の移送サービス 必要性：移動手段の確保 効 果：高齢者等交通弱者の移動手段の確保	村	
		寿都町・島牧村間送迎バス運行事業 内 容：代替バスの運行 必要性：乗合バス日祝運休 効 果：移動手段の確保	村	
	橋梁撤去事業 内 容：村道橋梁の撤去 必要性：インフラの再構築 効 果：安全確保	村		
	(10)その他	交通安全推進委員会補助	村	
		バス路線運行維持対策助成事業	村	
		民間バス借上助成	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、島牧村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

水道施設は、昭和 40 年度から昭和 52 年度までに、簡易水道 6 地区・飲料水供給施設 2 地区を整備したが、平成 29 年に経営戦略を策定するとともに、本目・豊浜・歌島地区、元町・永豊地区、第 2 栄浜地区の 3 か所の簡易水道と植車地区飲料水供給施設を島牧村簡易水道として統合し、事業の効率化、経営・管理の一本化を図り、現在、無水道地区は宮内地区と江ノ島地区の一部（千走温泉）であり、普及率は、95.4%で

北海道全体の普及率 98.1%（平成 26 年 3 月 31 日現在）よりもやや低い状態である。

簡易水道施設は、本目浄水場、歌島ポンプ室、歌島配水池が整備されており、管路は総延長が約 51 km、そのうち配水管が 66.6%、導水管が 31.9%を占めている。

また、管路が布設されてからの経過年数は、40 年以上が全体の 60.8%と老朽化が進んできており、老朽化の状況に合わせて布設替えを行っていく必要がある。

イ 下水処理施設

生活排水処理施設は、快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全を同時に図ることや、都市的な生活環境の整備による若年層の定住確保を促進するためにも整備は非常に重要である。

島牧村は、地理的制約から下水道整備が難しいため、「島牧村生活排水処理基本計画」を策定し、合併処理浄化槽の整備を進め、令和 4 年末までに 333 基の整備を予定し、汚水処理人口普及率は 57.6%となる見込みである。

しかしながら、全道平均 95.2%（平成 28 年度末）には及ばないことから、今後も引き続き計画に基づいた、長期的・総合的な視点に立った整備が必要である。

ウ 廃棄物処理施設

一般ゴミは、南部後志衛生施設組合（3 町村）で広域共同処理しており、収集は民間業者に委託している。夏期観光シーズン中は、ゴミ箱を臨時に設置し分別収集していたが、平成 25 年よりゴミ箱の設置を止め、観光客に対しゴミの持ち帰りをお願いする取り組みを行っている。

平成 15 年 10 月からごみ処理を有料化したことにより、処理人口・排出量とも減少傾向にある。産業廃棄物は、事業所が責任処理しているが、悪臭や美観上の問題があり事業所との連携が必要である。

また、地球規模で環境保全のための様々な取り組みが行われている中で、その処理については、環境汚染物質を出さない方法や資源ゴミのリサイクル強化、ゴミ減量化が緊急の課題である。し尿は、南部後志環境衛生組合（4 町村）で広域共同処理している。

し尿処理は、下水処理施設整備と密接に関わっており、今後は広域連携・調整のもとで適切な収集・処理体制の確保及び衛生組合施設の維持補修を図る必要がある。

エ 消防・救急施設

消防・救急は、岩内・寿都地方消防組合（7 町村）の島牧支署で行われ、令和 3 年 4 月 1 日現在の署の体制は署員 15 人、消防団は 7 分団、団員 78 人（女性消防団員含む）となっている。

防火は自然災害を伴う場合を除き、日頃の努力で達成できることから、日常生活での防火意識を高めるとともに、消防体制・消防力の計画的整備充実を図り、消防機能の高度化、無線通信体制の確立が必要である。

救急体制は、独自に救急自動車を配置しており、住民の生命を守るため、緊急時に備え体制を強化しているが、地理的にも更なる体制整備が必要である。

オ 住宅・宅地

地形的に平地が少ないため、住宅建設適地が限られ、地すべり・急傾斜地など危険区域に住宅が建設されている状況で、防災・土地保全対策の強化が課題である。

長期的には、今後の集落の人口動向などを考慮し、集落再編を含む土地の有効利用と住宅地の確保を図る必要がある。

住宅については、平成27年国勢調査で見ると、一般世帯のうち持ち家の占める割合が73.9%と高く、また、核家族化の進行による新築も増えており、今後は災害・積雪寒冷に強い住宅や省エネルギー住宅等、安全で快適な長期優良住宅の整備促進が必要である。

公営住宅は、昭和42年から整備を開始し、令和2年度の管理戸数は101戸で4地区に団地を形成しており、令和3年度には元町地区に1棟4戸を建設中である。

建築年次の古い住宅も多いことから、今後も引き続き財源確保に努めながら建替えを行っていく必要がある。

カ その他関連施設

本村において、ガソリンや灯油は、住民生活に不可欠の物資であるが、近年の人口減少とともに販売業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつあり、今後、給油所の廃業や撤退等により、身近にガソリンや灯油を手に入れる場所がないといった事態が生じないよう、安定供給の仕組みを考える必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

① 良質な水の確保と安定供給

- ・ 森林保全、水源かん養保安林の整備、緑化運動推進
- ・ 河川水質、湧水の保全
- ・ 簡易水道施設の集中管理システム拡充
- ・ 老朽化水道管の布設替え、水道施設の補修
- ・ 計画的な施設整備、管理事務の合理化、使用料等の見直し

イ 下水処理施設

①下水道整備に関わる基本方針の策定と対策

- ・「島牧村生活排水処理基本計画」の推進
- ・合併処理浄化槽の整備促進

ウ 廃棄物処理施設

①ゴミ減量化と分別収集の徹底

- ・ゴミと暮らしに関わる広報啓発活動の強化
- ・ゴミ再資源化へのリサイクル活動の支援
- ・不法投棄防止、ゴミの持ち帰りについて観光シーズンにおける来村者に対する啓発活動、巡回指導・巡視の強化

②環境を重視したゴミ処理体制の確立

- ・広域的連携・調整の中で、組合施設・設備の充実
- ・産業廃棄物の適正処理について事業所との連携強化

③し尿処理体制の充実と生活排水対策の促進

- ・広域的連携・調整の中で、組合施設・設備整備及び「島牧村生活排水処理基本計画」と連動した衛生対策の促進

エ 消防・救急施設

①防災意識の向上と消防体制の充実

- ・消防職員確保及び資格・技能習得・訓練等による資質向上
- ・消防車、資機（器）材の更新、整備及び分団倉庫の整備
- ・予防活動の充実、消防無線等通信施設の整備
- ・防火訓練、防火教室の開催

②救急体制の充実

- ・救急隊員の資質向上、高度救急資機材等の整備
- ・応急手当ての普及啓発及び講習機会の拡充

オ 住宅・宅地

①安全な住宅・宅地の確保と公営住宅の整備促進

- ・住宅建築に関わる諸制度の普及と利用促進
- ・定住促進のため安全で良好な宅地の確保・造成
- ・高齢者・障がい者に配慮した公営住宅の建て替え促進

カ その他関連施設

①石油製品の安定供給に向けたインフラ確保

- ・サービスステーションの整備・維持

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備事業	村		
	(2)下水処理施設 その他	合併浄化槽設置事業	村		
	(3)廃棄物処理 施設 ごみ処理施設	塵芥収集車購入事業	村		
	(4)火葬場	葬祭場維持管理事業	村		
	(5)消防施設	支署庁舎改修工事		一部事務 組合	
		救急自動車 4WD 2700cc		一部事務 組合	
		指令車 4WD 2800cc		一部事務 組合	
小型動力ポンプ付 積載車 2t			一部事務 組合		
(6)公営住宅	公営住宅建設事業	村			
(7)過疎地域持 続的発展特 別事業 危険施設撤去	住宅等除却事業 内 容：住宅等撤去 必要性：劣化が著しい 効 果：安全確保	村			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、島牧村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援

出生の状況については、平成 26 年から平成 30 年までの5年間の平均出生数が 6.6 人となっており、若干の増加傾向となっているものの、「自然減」の解消には至っていないが、少子化対策の一環としては「のびのび遊び教室」や「妊婦健康診査」など、出生数の増加に向けた取組を実施している。

村の児童保育は、村立保育所を核として進めており、平成 27 年度以降は入所児数・入所率ともに増加傾向にあるなか、共働き家庭が増加し、働きながら安心して子育てができる環境づくりに係る事業の展開が求められている。

今後は、地域ぐるみで子育てを支える体制を整えるとともに、子どもの遊び場の整備や保育サービス、子育て世代包括支援センターの設置などにより、安心して子育てできる環境を整備するとともに、各種給付事業を引き続き行い、子育て家庭の支援に努める必要がある。

イ 保健

セルフケア能力の向上について、村民が健康で健やかに生活するためには、健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくり活動の促進基本として、ライフステージに応じた心と身体の健康づくり施策のさらなる充実を図るとともに、全ての村民が「自分の健康は自分で創る」という意識を持って健康づくりを実践するとともに、家庭や地域の健康づくりを支える担い手として主体的に参画できるよう健康づくり活動の促進を図る必要がある。

生活習慣病の予防と重症化予防について、本村では、がんや心疾患、肺炎による死亡割合が高い状況にあるが、循環器系疾患は、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が重症化して発症した疾患ともいえ、要介護状態の主要な要因となるほか、がんも発見が遅れることにより心身だけでなく、経済的にも大きな負担となり、生活の質の著しい低下を招く恐れがある。

そのため、がん検診、特定健診、基本健診の受診勧奨を通じて疾病の早期発見を図るとともに、保健指導等を通じて重症化予防を推進していく。

社会生活を営むために必要な健康づくりについて、こころの健康を保つためには、十分な睡眠や休養により心身の疲労回復を図るとともに、ストレス管理、こころの病気への対応などに取り組むことで、ストレスとうまく付き合っていくことが必要不可欠となるが、健康づくりには個々のライフステージや特性に応じた知識と対応が必要となるため、年代に沿った健康づくりの啓発と支援の環境づくりの推進が必要である。

栄養・食生活等に関する生活習慣の改善について、生涯を通じて健やかに生活するためには、健康増進の基本要素となる「栄養・食生活」、「運動」、「睡眠（休養）」、「喫煙・飲酒」、「歯と口腔」といった生活習慣に関する分野の改善が重要であり、これら5つの分野に関して知識の周知・啓発活動を行うとともに、村民が生活習慣を改善するための相談対応などの支援を行う。

ウ 高齢者福祉

当村における、65歳以上の高齢化比率は、平成22年国勢調査で38.0%、平成27年国勢調査で40.6%と高齢化が進んでおり、老人世帯や一人暮らし老人も増加しているが、高齢者が住み慣れた村で生涯暮らし続けることは、高齢期の質を高めるための条件であり、介護や日常生活上の支援が必要となっても、可能な限り自立し、尊厳ある生活を送ることができる、安心な生活環境が求められている。

それらを受け、村では総合福祉医療センターを拠点として「島牧村地域保健福祉計画（高齢者保健福祉計画）」に基づき、福祉・保健・医療が一体となってサービスを提供し、村民の健康づくりと高齢化に対応してきた。

しかし、人口の減少や地理的条件等から、介護サービス量の確保とともにサービスに携わる人材の確保や資質の向上が課題となっている。

当村には、高齢者生活福祉センター（デイサービス部門・居住部門）と小規模多機能型居宅介護施設が整備されている。また、医療費の助成や敬老祝金の支給をはじめ、緊急通報システム設置事業、小規模多機能型居宅介護施設利用料の個人負担軽減などの高齢者福祉事業を推進している。また、高齢者の生きがい対策として、老人クラブ活動及び高齢者事業団への活動支援等を積極的に進めるなど、健康な生活を送れる環境づくりが必要である。

今後、当村においては更に高齢化が進むことが予想されるため、住民ニーズに沿った

活動の拠点施設の充実、各種福祉施設のバリアフリー化や福祉サービスの充実を図るとともに医療やサービス事業者との連携協議のもと在宅継続がなされる体制整備を図る一方で得意分野を生かした生きがいづくりの場として高齢者事業団への加入の促進やボランティア活動、各種行事への積極的な参加を奨励する必要がある。

高齢者の要介護状態になる原因として、認知症、脊椎・関節疾患、脳血管疾患、転倒骨折、その他閉じこもりがちな生活による心身の機能低下などが挙げられる。今後も、介護予防・生活支援サービスを推進するとともに、ボランティア活動やサロン活動の推進、見守り体制の整備、権利擁護、認知症高齢者支援対策の整備や医療と介護の連携等をすすめ、地域包括ケアシステムの構築を図っていく必要がある。

介護保険事業については、今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、後志広域連合と連携し、介護サービスの提供体制の充実や質的向上を図っていく必要がある。

エ 障がい者（児）福祉

当村では、身体障害者（児）手帳の交付を受けている者は令和3年3月末現在で94人おり、うち35%の人は重度の障がい者となっている。また、療育手帳交付者は同44人で、早期療育・発達支援の充実が望まれている。

また、障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であり、ケアマネジメントの充実など、適切な相談支援が実施できる体制の整備が必要である。

一方、障がいのある子どもとその家族に対する支援では、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であり、圏域における児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児通所支援サービスの整備に努めるとともに、障がい児支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障がい児相談支援サービスの充実を図る必要がある。

現在、村では専門機関と連携して機能回復訓練や重度の障がいのある人への医療費助成、補装具・日常生活用具の給付を行っている。

また、知的障がいのある人の更正施設として、社会福祉法人の「島牧柏光園」（定員50人）と「島牧慈光園」（定員50人）があるが、施設入所までは至らないが、自宅で

の暮らしは困難になった場合に対応できる生活拠点となる場がないことから、幅広く活用できる障がい者居住施設の設置が望まれている。

今後も障がい者福祉における「ノーマライゼーション」の理念のもと「障がいのある人もいきいきと暮らせる地域社会を創ろう」を基本目標に各種事業を推進していく。

オ ひとり親福祉

近年、生活形態の多様化や離婚・死別等によりひとり親家庭が増加傾向にあり、こうした家庭では児童を養育するにあたり経済的、精神的負担が大きく、物心両面にわたる支援が必要である。

当村では、ひとり親世帯等に対し、母子年金及び遺児手当の支給、医療費給付等の支援をはじめ、福祉資金貸付・就労支援制度の活用支援を行っているが、今後はさらなる相談支援体制の強化を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て支援

- ①保育所サービスの充実及び利用環境の整備
- ②放課後児童クラブ利用環境の整備
- ③子育て支援の充実
 - ・子育て支援米事業の実施
 - ・しままきのき事業の実施
 - ・子育て世代包括支援センター機能の構築

イ 保健

- ①健康づくり体制の充実と活動の強化
- ②健康づくり事業の促進
 - ・特定健診・保健指導の推進
 - ・各種がん検診の実施
 - ・精密検査への勧奨の実施
 - ・歯科検診・歯科健康相談の実施

ウ 高齢者福祉

- ①高齢者福祉サービスの充実
- ②老人クラブ活動の活性化
- ③高齢者事業団活動の充実
- ④介護サービスの充実
- ⑤介護予防事業の充実
- ⑥権利擁護体制の整備

エ 障がい者福祉

- ①障がい者福祉サービスの充実
- ②障がい者地域生活支援事業の推進

オ ひとり親福祉

- ①ひとり親福祉対策の推進
 - ・母子年金支給事業の実施
 - ・遺児手当支給事業の実施

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所・子育て支援センター設置事業	村	
		保育所園児通園バス運行事業	村	
	(3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター その他	高齢者生活福祉センター運営事業	村	
		小規模多機能型居宅介護施設運営指定管理	村	

		小規模多機能型居宅介護施設利用料助成事業	村	
		在宅介護職員等住宅整備事業	村	
(5)障害者福祉施設				
地域活動支援センター		地域活動支援センター運営事業	村	
その他		障がい者地域生活支援事業	村	
(9)その他		妊産婦健診通院費等助成事業 ・妊産婦健診及び通院費用の助成	村	
		しままきのき1歳児記念品支給事業 ・村内産の木材で作成した積み木や食器を贈呈	村	
		子育て支援米支給事業	村	
		福祉灯油助成事業	村	
		福祉電気料金緊急支援助成事業	村	
		高齢者除雪サービス事業	村	
		老人クラブ活動支援事業 ・連合会、4単位クラブ	村	
		生活支援体制整備事業 ・地域の支え合い体制の推進	村 住民	
		緊急通報システム設置事業	村	
		敬老祝金支給事業 ・米寿、100歳の節目に支給	村	
		敬老会開催事業	村	
		介護予防サービス事業	村	
		介護人材確保支援事業	村	
		子ども医療費助成	村	
		ひとり親医療費助成事業	村	
		乳幼児・妊産婦健康づくり事業	村	
		特定健康診査等事業	村	
		住民健康診査事業	村	

		国保加入者若年者検診事業	村	
		後期高齢者健康診査事業	村	
		後期高齢者歯科健康診査事業	村	
		在宅福祉サービス事業	村	
		高齢者事業団支援事業	村	
		社会福祉協議会支援事業	村	
		重度心身障害者医療給付	村	
		補装具・日常生活用具給付事業	村	
		障がい者地域活動支援センター事業	村	
		学童保育運営事業 ・放課後児童クラブの運営	村	
		子育て世代包括支援センター (兼)子ども家庭総合支援拠点 設置事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、島牧村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

村の医療機関は、総合福祉医療センター内に内科診療と歯科診療が各 1 箇所開設され、医療・保健・福祉が一体となった総合的対応が実施されている。

また、救急医療では村単独で救急車を配置し、休日、夜間診療等を含め緊急時に対応できる体制を整備している。

しかし、精密検査、高度医療、入院などに対応できないため村外の医療機関を利用せざるを得ず、さらに広域的協力体制を確立することが望まれる。

現状では、地理的条件や財政面で、高度な医療体制を確立することは極めて難しいことから、健康づくりと連動した健康維持・増進と総合福祉医療センターを初期医療センターとした体制整備、近隣医療機関や医師会との密接な連携による広域的体制の充実に努めることが課題である。

今後ますます重要となる在宅医療、在宅看護体制整備のため医師や看護師等、人材の

確保が必要である。

(2) その対策

①地域医療体制の充実強化と医療・保健・福祉の総合推進体制の確立

- ・総合福祉医療センターを拠点とした地域医療の充実
- ・在宅医療サービス充実のための人材確保
- ・緊急医療体制等の充実のために、広域圏内医療機関、医師会との緊密な連携体制の強化

②地域包括ケア体制の確立

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 病 院	俱知安厚生病院改築整備事業負担金	村	
	診療所	診療施設確保対策事業	村	
		医療機器購入事業	村	
		診療所建物等整備事業 ・施設改修工事	村	
	患者輸送車	患者輸送バス運行事業	村	
	(4)その他	医師確保・診療所運営事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、島牧村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育・幼児教育等

本村は、過疎化、少子化等による児童・生徒数の減少により、小学校は平成4年に村内5校を統合し、中学校は平成2年に4校を統合して、現在、小学校1校、中学校

1校となっている。

また、平成6年以降、1年間の出生数は20人を切り、令和2年度の出生数は僅か7人である。全国的に少子化が進み、経済や社会情勢の急激な変化が進む中、物質的、経済的には豊かさが実現したが、一方では家庭や地域の教育力の低下、子どもの学習意欲、学力や体力の低下等、子どもたちを取り巻く状況も急速に変化し、様々な問題が生じている。

幼児や児童生徒数は減少したが、それだけにきめ細やかな教育の実践が可能であり、多種・多様化し、激しく変化する現代社会の中でたくましく生きていくためには、幼児教育、小学校教育、中学校教育の各期における特性に配慮した、特徴ある教育を推進し、確かな学力の習得や豊かな心、健やかな身体を育成することにより、「生きる力」を育む必要がある。

幼児期については、保健・福祉分野と連動した家庭教育の充実、小学校期においては高学年における教科担任制の導入による授業の質の向上、中学校期については、新学習指導要領に基づいた外国語活動や道徳教育、伝統や文化に関する教育、また国の「GIGAスクール構想」により整備した児童生徒1人1台端末を活用した学習、村の特性を活かした体験学習の充実が重要となっている。

さらには、学校施設・設備、学校給食センター設備など教育環境設備の計画的整備が必要である。

イ 生涯学習

知識や教養を高めたり技術を身につけたりする学習や、心身の健康を保つスポーツ・レクリエーション活動についての村民の認識は、時間的にゆとりのある人が行うものというのが大勢を占め、生涯学習・生涯スポーツ活動が村民の生活に根付いているとはいえない状況である。

村では、地域特性や村民ニーズに沿った事業を進め、学習やスポーツ活動機会の充実、情報提供、団体育成などに努めているが、指導者等の育成、社会教育施設の整備などに課題がある。

「人生80年」の長寿化時代となり、健康で充実した人生を送るためにも、生涯を通じて学習やスポーツに親しみ、交流を通して生きがいのある生活ができるよう、住民自ら主体的に学習やスポーツに取り組む意識の高揚や、機会の提供、施設整備等、計画的に環境整備をすすめる必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育・幼児教育等

①一貫性のある子供の教育の充実と展開

- ・保育・幼児期教育の充実、新入学時の就学指導の強化
- ・乳幼児期教育、家庭教育の推進、子育てに関わる組織の育成
- ・保・小・中が連携し、知育・徳育・体育のバランスの取れた教育の充実
- ・自然や産業、歴史、文化、福祉、体験学習の拡充、交流事業の充実
- ・教育内容の研究推進、施設・設備・教材整備
- ・就学援助と進路指導の充実
- ②子供の教育環境の整備充実
 - ・学校施設・設備の計画的整備、適切な教育環境の整備
 - ・情報教育の充実、機器の更新と指導の充実、学校教材・教具・図書の計画的整備
 - ・スクールバスの計画的更新、運行体制充実、給食センターの整備
 - ・学校施設周辺的环境整備、花・緑づくりや学校菜園づくりなどの環境づくり実践活動の推進
 - ・学校運営協議会を中心とした、小・中学校における教育課題や目標の共有、地域住民との交流・連携

イ 社会教育

- ①計画的・総合的事業推進
 - ・生涯学習の村づくりの推進
 - ・村内指導者の発掘と養成、村外指導者の確保や人材招聘
- ②人材育成と充実した人生づくりのための生涯学習・スポーツ・レクリエーションの生活化促進
 - ・生涯各期に応じた生涯学習事業の推進及び組織育成
 - ・人材育成事業や各種交流事業に連動した多様な学習メニューの創出と機会の確保
 - ・健康づくりと一体となったスポーツ・レクリエーション事業の推進及び活性化
 - ・関係団体の連携によるスポーツ・レクリエーション活動の活発化
- ③学習環境の整備充実と利用促進
 - ・生涯学習拠点としての多目的複合施設の整備
 - ・既存スポーツ施設の計画的整備
 - ・観察・探勝・散策ルートと休憩・観察舎の整備、既存施設の活用を含めた滞在型自然体験学習施設の整備

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 教職員住宅 その他	教員住宅建設事業 スキルアップ研修事業 芸術等鑑賞事業	村 村 村	
	(3)集会施設、 体育施設等 体育施設	スポーツ活動施設等管理 運営事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、島牧村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村には、日本海沿岸を東西帯状に走る 229 号に沿って 7 つの集落が点在しているが、そのうち二つの集落が限界集落といわれる高齢化率 50%以上の集落であり、今後も増える傾向にある。

少子高齢化が地域の労働力減少につながり、さらには、公共投資の縮減が地域の建設業等に影響を及ぼす中、核家族化の進展により、地域コミュニティが脆弱化してきた。

過疎地域における安全、安心な暮らしを確実なものにしていく上では、コミュニティの基礎単位である集落の活力を維持・向上していくことが必要であり、そのためには、集落の再編成を行うことも視野に入れる必要がある。

(2) その対策

点在している 7 集落については、基礎的な生活環境の整備を実施するとともに、地域コミュニティ活動を推進し、近隣地域との交流などを積極的に推進して集落機能の維持を図る。

集落再編成については、地域の産業基盤の構成や住民意識からみて、困難な状況では

あるが、高齢化や人口流出による自然消滅の可能性などを考えると、将来的には集落の再編成が必要と思われる。

集落再編成については、関係住民の意向を尊重しつつ、今後の集落人口の動向などを考え合わせ、地域の実情にあった対応を検討する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3)その他	地区会長連絡協議会活動助成 集会施設維持管理事業	村 村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、島牧村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

村では、文化的な風土づくりのため、優れた芸術作品や舞台芸術等に接する機会の確保や、身近な創作活動の推進などに努めている。

村の文化祭では、村民や児童・生徒の作品展示にあわせて昔の遊びの体験や地元の食材を使った料理体験教室等が開催され、鑑賞だけでなく体験や交流をとおして、文化に親しむ意識づけ、動機づけの場として文化振興に役立っている一方、村指定有形文化財が5件、村指定史跡が1箇所あり、また、郷土資料は若者定住施設に収蔵しているが、場所が狭く、資料の展示・表示説明などができない状況にある。

また、郷土芸能の一つとして島牧太鼓があるが、現在指導者不足等の理由から活動を休止しており、早期活動再開による次世代への技術継承が望まれているなど、全村的に文化活動は盛んとはいえず、生涯学習のあらゆる機会をとおして、文化に親しむ場の提供が必要である。

(2) その対策

①文化活動の充実と活発化による文化の村づくり

- ・文化活動の生活化推進、情報提供、相談、指導体制の充実

- ・文化教室・講座の計画的・継続的開催、指導者の確保・育成
- ・文化振興活動に取り組む村民やサークル等の支援
- ・観賞・鑑賞機会の拡充
- ②伝統文化（民族・生活）の保全・継承による文化の村づくり
 - ・文化財の整理・保存の強化、展示機会の確保
 - ・郷土芸能の保存・継承（村内人材の活用、学芸員の配置）
 - ・「（仮）島牧風土記」の発行（自然・地理史と説話・伝承、村民生活史）
- ③文化環境の整備促進
 - ・文化活動と文化保全・継承活動の拠点施設整備
 - ・移動図書貸出事業の充実
 - ・自然博物館的広域施設・ゾーンの形成方向を追及

（3）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(3)その他	人材育成事業	村	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、島牧村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

（1）現況と問題点

本村の月越地区には、平成12年に島牧ウインドファームが営業運転を開始し、750KW風車6基により4,500KWの発電を行っていたが、設備の高経年化により、令和3年度から建替え工事が開始され、令和4年度に4,300KW風車1基が建設される。

当地区は、良質な風況が得られることから風力発電の適地とされ、複数の建設計画が存在するが、現行の系統容量に余裕がないことから、増設が難しい状況である。

洋上風力発電においては、島牧村から神恵内村までの沿岸が、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく促進区域の指定プロセスの内、「既に一定の準備段階に進んでいる区域」として整理されており、次の段階である「有望な区域」の指定に向け、国へ情報提供を行っている。

(2) その対策

恵まれた立地環境を最大限に生かすため、蓄電池併設風力発電やスマートグリッド等の最新技術による施設整備が早期に行われるよう、事業者に対する支援を積極的に行い、風力発電施設誘致を行う必要がある。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 土地利用

村の地形は、山岳が急峻な傾斜地をなし海岸に臨んでいることから面的な広がり少なく、平地は海岸沿いと河川下流域に僅かに広がるのみで田畑や宅地が少なく、土地の約80%は山林となっており、道立自然公園地域の占める割合が高く、優れた自然が多く残されている。

現在までのところ、大規模な開発などの問題はないが、山林伐採後の造林・保育事業の停滞等に伴う、森林の減少・荒廃が問題になっている。

さらに、国道に沿う集落の背後は急傾斜地が多く、危険な箇所に住宅が建てられており、加えて、高齢化や人口流出による集落の自然消滅の可能性などから集落再編成等を視野に入れた有効な土地利用を考える必要がある。

これらのことから、優れた自然の保全と土地保全を基に、限られた土地の有効利用が課題である。

イ みんなが参加する村づくり

地方分権時代に即した村づくりを推進していく上において、村民の協力、実践は不可欠であり、行政は適時に情報を発信し周知を図り、住民は行政の仕組みや村がどのような取り組みをしているのか、村が抱えている課題は何か、村を取りまく環境はどのような状況になっているのかなど、常に関心を持ち、村づくりの目標を共有することが前提となる。

村民参加による村づくりのためには、行政は住民ニーズを迅速・的確に把握し、政策として実現し、住民は自己実現をはかりながら行政の仕組みや方向性を知り、村民としての役割を担っていく必要がある。

以上のことを踏まえ、個性豊かで活力あふれる地域形成に向け、地域資源の活用や住民とのパートナーシップを基本理念とし、村づくりの目標実現に向け取り組んでいく。

ウ 防災

本村は、土砂災害警戒区域が多く、重要水防区域は、4つの2級河川が指定され、また、海岸全域が高波・高潮・津波等危険区域となっている。

自然災害時に予想される被害は住家、公共施設、道路（国道・道道・村道・林道）と広範囲にわたることが想定される。

平成 5 年 7 月 1 2 日発生 of 北海道南西沖地震津波災害から 28 年以上経過しているが、平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災は、日本国内で起きた自然災害で死者・行方不明者の合計が 1 万人を超えた戦後初めての災害となり、自然災害の恐ろしさをあらためて認識させられた。自然災害はいつ発生するかわからず、日頃の防災に対する意識や心がけ、家庭・地域・学校・職場での災害への備えを万全にしておく必要がある。

（2）その対策

ア 土地利用

①優れた自然環境の保全と土地保全の充実

- ・村の国土利用計画の策定
- ・自然環境の積極的な保護・保全
- ・適正な土地利用の調整・推進

②限られた土地の有効で計画的な利用促進

- ・土地保全強化による住宅地の確保、未利用地等の有効利用による住宅適地の創出、空き家の効果的な利用促進
- ・公共施設等の適正配置、効率的維持、公共用地の見直しと確保
- ・現況図の見直し、合成図の修正

イ みんなが参加する村づくり

①情報提供活動の充実

- ・行政の仕組みや取り組み状況を広報し、村づくり情報の公表と共有化、村づくり意識の高揚
- ・光ネットワークの有効利用
- ・情報公開の原則やプライバシー保護、利用しやすい仕組みなどの調査研究を実施、効果的な情報公開の実施

②村民の自立的・主体的参加促進

- ・村づくり協議会の設置、主体的活動の推進
- ・むらづくり懇談会や、シンポジウムの充実
- ・審議会、委員会等の機能充実、地区会や各種団体活動の自主的活動展開の促進

ウ 防災

①防災対策充実と自主防災対策の強化

- ・村地域防災計画に基づく災害予防対策、災害応急対策の充実強化

- ・国道 229 号の安全・防災対策強化、道道の冬期間通行止め解消、村道・林道・橋梁・河川等の計画的整備
- ・災害発生時に迅速な通信と村民周知を行えるよう防災関係機関との通信体制の充実
- ・避難所の整備と維持管理、村民への周知

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
12 その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項		後志広域連合負担金	村	
		津波避難路整備事業	村	
		防災代替庁舎建設事業	村	
		災害備蓄品購入事業	村	
		原子力防災基金造成事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、島牧村公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9)過疎地域持続 的発展特別事 業 公共交通	地域公共交通計画策定事業 内 容：地域公共交通計画の策定 必要性：移動手段の確保 効 果：公共交通体系の構築	村	
		市町村運営有償運送（交通空白） 事業 内 容：高齢者等の移送サービス 必要性：移動手段の確保 効 果：高齢者等交通弱者の移動 手段の確保	村	
	交通施設維持	寿都町・島牧村間送迎バス運行事 業 内 容：代替バスの運行 必要性：乗合バス日祝運休 効 果：移動手段の確保	村	
	交通施設維持	橋梁撤去事業 内 容：村道橋梁の撤去 必要性：インフラの再構築 効 果：安全確保	村	
5 生活環境の 整備	(7)過疎地域持続 的発展特別事 業 危険施設撤去	住宅等除却事業 内 容：住宅等撤去 必要性：劣化が著しい 効 果：安全確保	村	